

本、教務内規は、教職員が学習指導、教科指導を行う際の「指導のめやす」として定めるものである。すべての事項において、学校長の判断・決裁をもって効力を発する。

1. 成績・進級・卒業に関する規定

(1) 単位履修の認定

年間の欠課時数とその科目の単位数×35の1/3以下のとき、その科目の履修を認定する。具体的には欠課が以下の表の時数以上であれば履修が認定されない。

科目の単位数	1単位	2単位	3単位	4単位	5単位
欠課時数	12	24	36	47	59

同一科目を2学年にわたり分割履修する場合は、学年ごとに単位の履修を認定する。

(2) 単位修得の認定

以下の条件を満たす科目は単位修得を認定する。

- ア. 履修が認定されていること。
- イ. 学年末成績の5段階評定が2以上であること。
- * 『総合的な探究の時間』については、履修が認定されかつその取り組み状況が良好な場合に単位の修得を認める。

(3) 進級認定

以下の条件を全て満たしたものについて進級を認定する。

- ア. 各学年において、出席すべき日数の2/3以上出席したもの。
 - * 止むを得ない事情により欠席日数が条件を超過する場合、学年主任等の発議により進級判定会議において特別審議を行うことができる。
- イ. 各学年の全教科・科目（『総合的な探究の時間』を含む）の履修が認定されたもの。
 - * 止むを得ない事情により欠課時数が履修条件を超過する場合、学年主任等の発議により進級判定会議において特別審議を行い、履修を認定することができる。ただし、その際の超過時数は（単位数×2時間）を限度とし、超過時数分について当該科目の補習をおこなう。

ウ. 教科・科目の累積未修得科目数、単位数の合計が3科目かつ10単位以下のもの。

* 欠単位科目を有して進級したものについて、追認補習および追認考査をおこなう。

(4) 卒業認定

以下の条件を全て満たしたものについて卒業を認定する。

- ア. 第3学年において、出席すべき授業日数の2/3以上出席したもの。
 - * やむをえない事情により欠席日数が条件を超過する場合、学年主任等の発議により卒業判定会議において特別審議を行うことができる。
- イ. 第3学年の全教科・科目（『総合的な探究の時間』を含む）の履修が認定されたもの。
 - * 止むを得ない事情により、欠課時数が履修条件を超過する場合、学年主任等の発議により卒業判定会議において特別審議を行い、履修を認定することができる。ただし、その際の超過時数は（単位数×2時間）を限度とし、超過時数分について当該科目の補習をおこなう。
- ウ. 一次卒業判定会議において、累積未修得科目数・単位数の合計が4科目または11単位以上ある場合、卒業不認定とする。
 - 累積未修得科目数・単位数の合計が3科目かつ10単位以内の場合、該当科目について追認指導、追認考査をおこない、二次卒業判定会議において修得単位の合計が77単位以上認定された場合、卒業を認める。

(5) 再履修

- ① 進級または卒業を認定されず、同一学年に再び在籍する場合は、すべての科目を再履修しなければならない。
- ② 既修得科目を再履修において再度修得しても、修得を1回と数え、修得単位数には加えない。成績については良い方を認める。
- ③ 既修得科目の再履修において未修得となった場合は、これを「修得」として認定する。
- ④ 転(編)入生について未修得となった科目があった場合、前在籍校での修得科目を参考に進級または卒業を認定することができる。